

# 重要なお知らせ

**福岡空港の上空やその周辺においてドローンやラジコン機を飛行させることは、重大事故につながるおそれのある大変危険な行為ですので、行わないで下さい。**

**これらの行為は法律で禁止されており、飛行させると罰則を科せられる場合がありますので、ご注意下さい。**



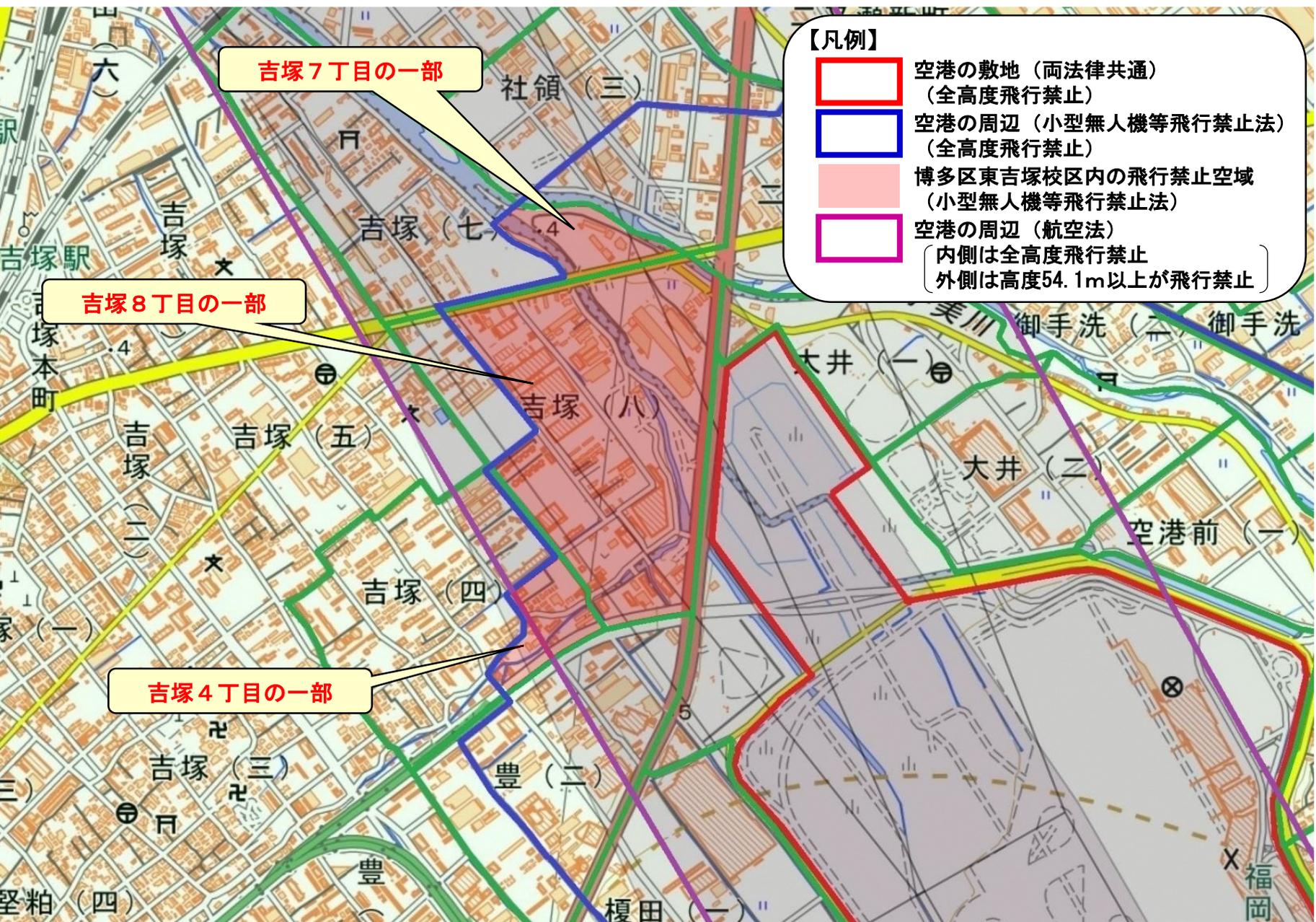
法改正により、**福岡空港とその周辺は、次の2つの法律でドローンやラジコン機などの飛行が禁止**されています。

- ・「航空法」
- ・「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」(小型無人機等飛行禁止法)

2つの法律では飛行禁止の場所、対象機器、罰則などが異なりますが、**小型無人機等飛行禁止法は、より多くの機器が禁止対象とされ、罰則も重くなっています。**

法律	航空法	小型無人機等飛行禁止法
禁止場所	・ 空港の敷地上空 ・ 「制限表面」の上空・下の空域など	・ 空港の敷地上空 ・ 空港の敷地から約300メートルの範囲
飛行禁止場所については裏面をご覧ください。		
対象機器	200グラム以上のドローン、ラジコン機など	200グラム未満を含むドローン・ラジコン機、気球・パラグライダー など
罰則など	50万円以下の罰金	・ 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 ・ 警察官等が、違反者への退去命令や飛行の妨害などの措置をとることができます。

問い合わせ先：福岡国際空港株式会社 092-623-0501

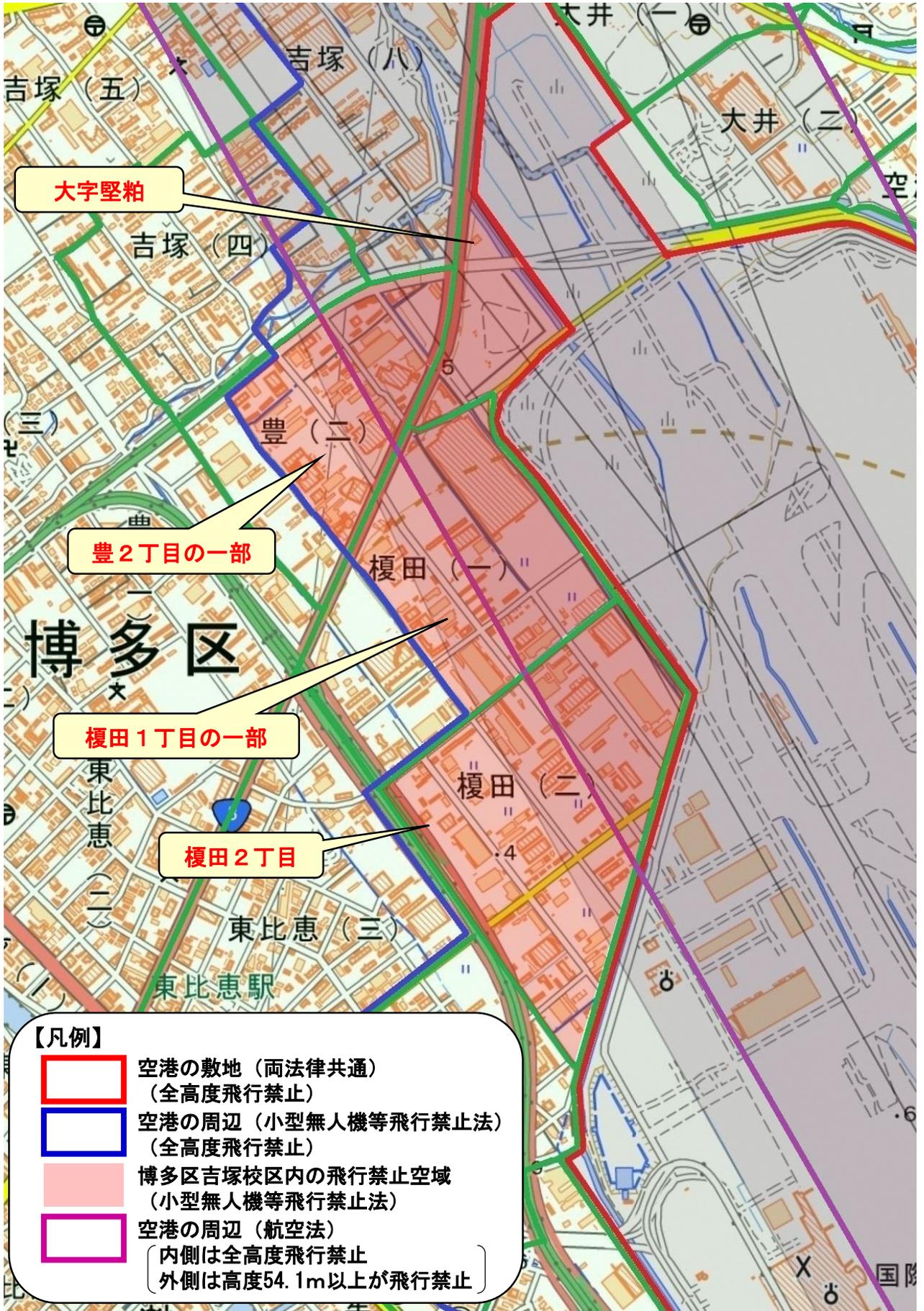


吉塚7丁目の一部

吉塚8丁目の一部

吉塚4丁目の一部

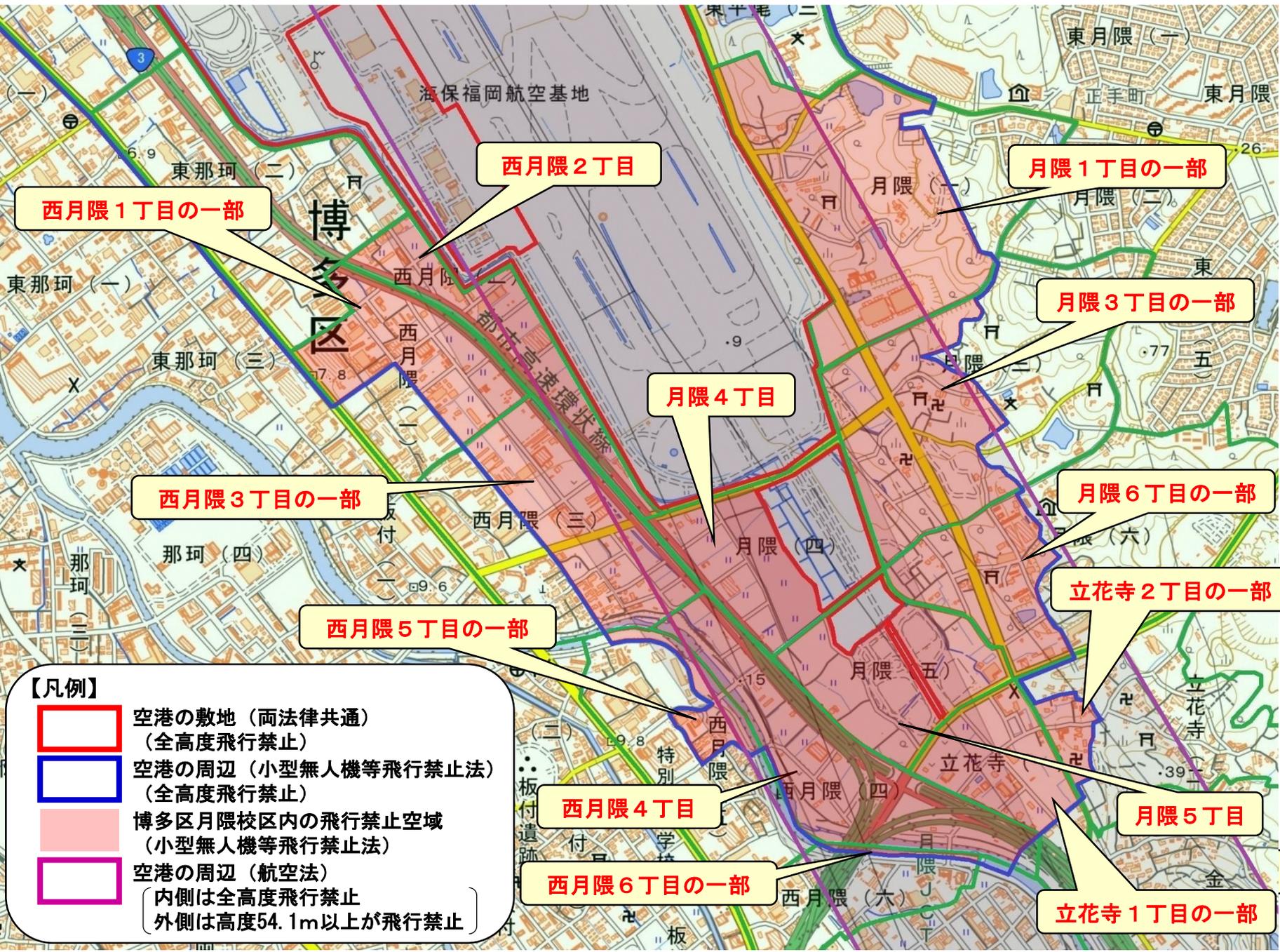
# 【福岡市博多区吉塚校区内の飛行禁止空域】





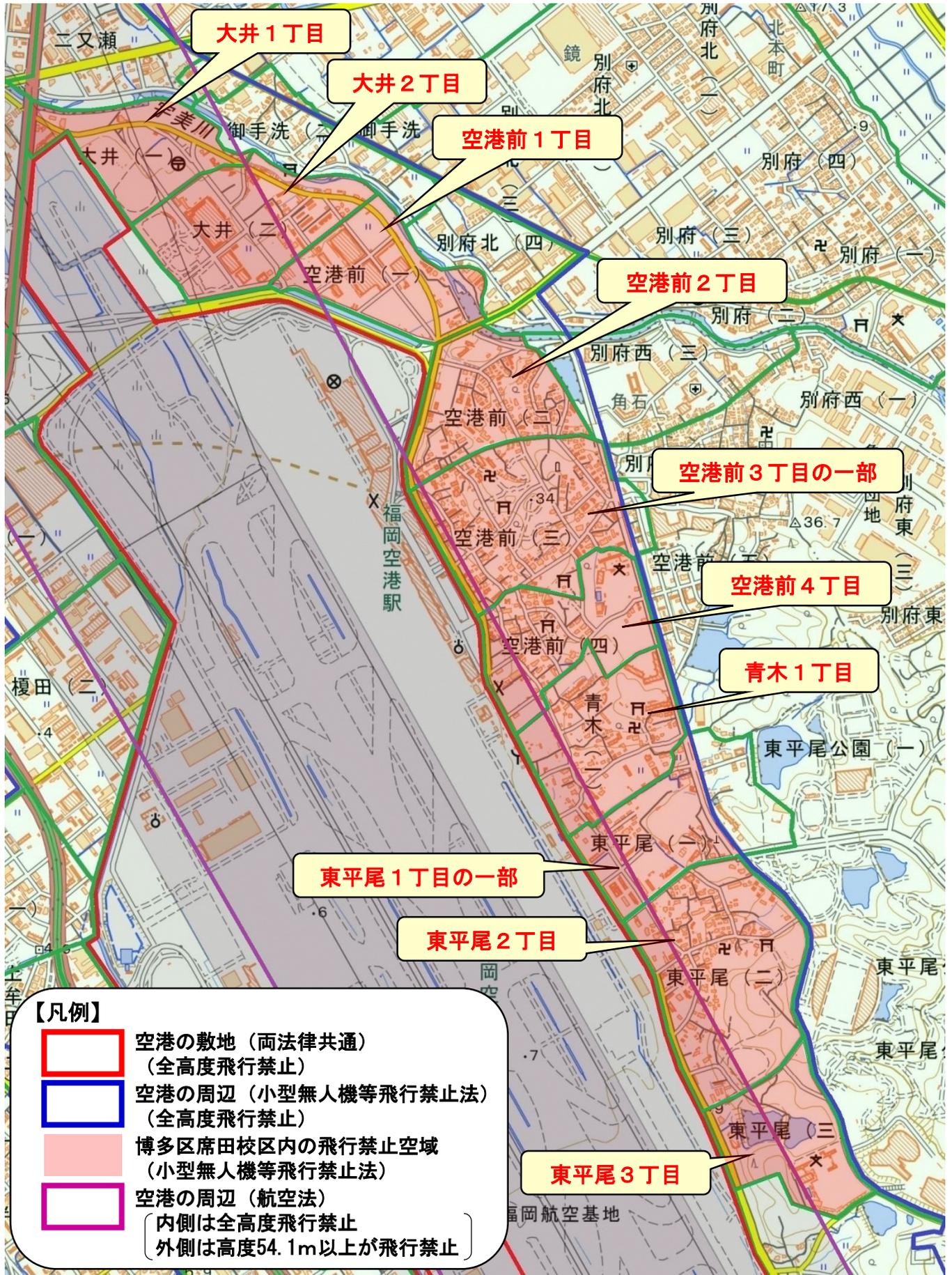
# 【福岡市博多区那珂校区内の飛行禁止空域】





- 【凡例】
- 空港の敷地（両法律共通）  
（全高度飛行禁止）
  - 空港の周辺（小型無人機等飛行禁止法）  
（全高度飛行禁止）
  - 博多区月隈校区内の飛行禁止空域  
（小型無人機等飛行禁止法）
  - 空港の周辺（航空法）  
（内側は全高度飛行禁止  
外側は高度54.1m以上が飛行禁止）

# 【福岡市博多区席田校区内の飛行禁止空域】



## 【凡例】

-  空港の敷地（両法律共通）  
（全高度飛行禁止）
-  空港の周辺（小型無人機等飛行禁止法）  
（全高度飛行禁止）
-  博多区席田校区内の飛行禁止空域  
（小型無人機等飛行禁止法）
-  空港の周辺（航空法）  
（内側は全高度飛行禁止  
外側は高度54.1m以上が飛行禁止）



- 【凡例】
- 空港の敷地 (両法律共通)  
(全高度飛行禁止)
  - 空港の周辺 (小型無人機等飛行禁止法)  
(全高度飛行禁止)
  - 福岡市東区内の飛行禁止空域  
(小型無人機等飛行禁止法)
  - 空港の周辺 (航空法)  
(内側は全高度飛行禁止  
外側は高度54.1m以上が飛行禁止)